| | |
|---|---|
| 板金工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |
| ガラス工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 塗装工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |
| 防水工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 内装仕上工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二～五　（略） |
| （略） | |
| 熱絶縁工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 電気通信工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 造園工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| （略） | |
| 建具工事業 | 一　法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |

| | |
|---|---|
| 板金工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |
| ガラス工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 塗装工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |
| 防水工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 内装仕上工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二～五　（略） |
| （略） | |
| 熱絶縁工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 電気通信工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| 造園工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者<br>二・三　（略） |
| （略） | |
| 建具工事業 | 一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者<br>二　（略） |